液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百九十九号）第一項の規定により付与された特定認定であって、同法第三十二条第一項の規定により令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十条第一項の規定により付与された特定登録であって、同法第二十八条の規定により令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第十六条第一項の規定により付与された特定認定であって、同法第三条第一項の規定により令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	計量法（平成四年法律第五十一号）第七十二条第一項の規定により付与された検定証印により付与された特定権利利益であって、同条第二項の規定により令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	特定災害区域に特定権利利益の対象となる計量器を所在させている者	
計量法第九十六条第一項（同法第百四条第一項において準用する場合を含む。）の規定により付与された特定認定であって、同法第九十六条第一項の規定により令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	計量法第百四条第一項の規定により付与された基準器検査証印に係る示されている場合を含む。）の規定により付与された特定権利であって、同法第百四条第一項の規定により令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項の規定による認定であって、同法第三十三条第一項の規定により令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	中小企業等経営強化法第四十三条第一項の規定による認定により付与された特定権利利益であって、同法第四十七条において準用する同法第三十三条第一項の規定により令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十二条第一項の規定により付与された特定権利利益であって、令和六年以前に同項で定める期間が満了するもの	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十六条第一項の規定により付与された特定権利利益であって、令和六年以前に同項第二号で定める期間が満了するもの
		特定災害区域に住所を有する中小企業等経営強化法第三十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関	特定災害区域に住所を有する中小企業等経営強化法第四十三条第二項に規定する認定情報処理支援機関	特定災害区域に住所を有する者	